

公園利活用トライアル事業支援業務 仕様書（企画提案用）

1 業務名

公園利活用トライアル事業支援業務

2 業務目的

近年では、官民連携による社会資本の整備・管理運営手法が求められている。都市公園においては、民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、公園の質の向上や公園利用者の利便の向上を図ることを目的として「公募設置管理制度(Park-PFI)」が創設され、積極的な民間活力の導入による公園の魅力向上が期待されている。

県では、民間事業者との連携による都市公園等の魅力向上と新たなにぎわい創出に向けて、Park-PFI 等の民間活力の導入検討を進めており、令和 6 年度には、全ての県営都市公園を対象に幅広くアイデアを募り、今後の事業展開の可能性を探るサウンディング調査を実施するとともに、令和 7 年度には、具体の都市公園を対象により具体的な事業提案を募集し、今後の事業化に向けた事業条件等を確認するサウンディング調査を実施した。

本業務は、令和 6 年度・令和 7 年度の検討結果を踏まえながら、これまでのサウンディング調査で民間事業者から提案のあった事業等を試験的に行う「公園利活用トライアル事業」（以下、「トライアル事業」という。）を実施し、将来的な官民連携手法の導入に向け、民間事業者の事業性を確認するとともに、より実現的かつ効果的な事業条件や事業手法等を検討する。

3 対象公園

本トライアル事業は、次の公園を対象とする。なお、各公園の概要については、参考資料 1「対象公園の概要」をご確認ください。

- (1) 鳴門ウチノ海総合公園【都市公園：総合公園】
- (2) 月見ヶ丘海浜公園【都市公園：総合公園】
- (3) 鳴門総合運動公園【都市公園：運動公園】
- (4) 蔵本公園【都市公園：運動公園】
- (5) 新町川公園【都市公園：地区公園】
- (6) 徳島県立あすたむらんど

4 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 24 日（水）まで

5 業務内容

受託者は、概ね次の業務に取り組むことを想定しているが、その他必要な事項があれば、検討・整理し提案すること。なお、受託者の提案内容に基づき、県と受託者との協議により業務内容を決定する。

(1) 計画準備

本業務の目的を明確化し、実施方針、業務工程、実施体制の検討等、本業務を円滑に遂行するための計画準備を行う。

(2) トライアル事業の制度設計

県が別途公表している「公園利活用トライアル事業実施要項（案）」を踏まえた上で、より効果的かつ実現性の高い提案を行うこと。なお、「公園利活用トライアル事業実施要項（案）」は、参考資料2のとおり。

- ① 周辺環境を踏まえた立地条件や利活用に関わる関係法令等の制約を整理する。
（整理項目例：インフラ設備状況、周辺環境、自然環境、関係法令等）
- ② 公園として制約がある中で、公園の利用条件等を関係機関と検討・調整の上、トライアル事業の制度設計を実施する。なお、主な関係機関は別添のとおり。
（検討項目例：提案要件、参加資格要件、利用期間及び利用時間、利用ルール、制限事項、利用可能エリア等）
- ③ なお、トライアル事業の制度設計に当たっては、令和6年度実施の「都市公園等民間活力導入可能性調査等業務」における調査結果及び令和7年度実施の「都市公園における官民連携事業化検討業務」における検討結果（※契約締結後、県から受託者に提供）を踏まえ、検討すること。

※整理すべき利用条件等、検討項目の詳細について、提案すること。

※関係機関との調整方法について、提案すること。

※県が別途公表している「公園利活用トライアル事業実施要項（案）」を踏まえた上で、さらに有効性を高める制度設計について、提案すること。

※その他必要な事項を検討・整理し、提案すること。

(3) トライアル事業の公募

- ① トライアル事業による暫定利用を希望する提案事業者（以下「利用希望者」という。）を公募するに当たり、関係機関と協議・調整の上、トライアル事業の公募手続や事業スケジュールなどを検討・整理するとともに、トライアル事業実施要項（確定版）、様式類、対象公園に関する関連資料、提案審査基準等の各種必要な公募資料を作成する。なお、主な関係機関は別添のとおり。
- ② 利用希望者の公募を開始するとともに、利用希望者の確保に向けた周知等を行

う。また、次の事業者に、トライアル事業への参加を個別に呼びかけること。

- ・令和6年度実施の「都市公園等民間活力導入可能性調査等業務」におけるサウンディング調査参加者
- ・令和7年度実施の「都市公園における官民連携事業化検討業務」におけるサウンディング調査参加者

③ 利用希望者からの事前相談・現地調査の受付、利用希望者の参加申込みの受付・取りまとめ（提案書の受付・参加資格や提案内容の確認等）、トライアル事業による暫定利用を実施する提案事業者（以下「暫定利用者」という。）との実施内容・スケジュール等の事前協議の調整、暫定利用者の各種申請書の提出に伴う支援や占用・行為許可申請先との調整等を行う。

④ トライアル事業の暫定利用者数や実施内容、実施時期、暫定利用者の属性等を集計し、申込状況を整理する。

※利用希望者の募集及び周知方法等の詳細について、提案すること。

※利用希望者に対する公募支援の詳細について、提案すること。

※トライアル事業の公募に当たり、目標（実施回数、実施期間、暫定利用者数等）の設定について検討し、可能な限り定量的かつ具体的に提案すること。

※その他必要な事項を検討・整理し、提案すること。

(4) トライアル事業実施に係る運営支援

暫定利用者に共通して必要となる備品等は、原則受託者が調達し、適宜設営するとともに、受託者は、適宜、暫定利用者の相談に応じ、アドバイスを行う等、最大限の支援を行う。なお、実施に当たって、公園使用料が発生する場合は、受託者の負担とする。

※暫定利用者のトライアル事業実施に係る費用面の支援も含め、暫定利用者に対する支援策を検討し、提案すること。なお、支援に係る費用は、全て本委託料に含まれるものとするが、受託者が調達する備品等や公園使用料の負担については、本委託料の範囲内において、提案内容に基づき、県と協議の上、決定するものとする。

※その他必要な事項を検討・整理し、提案すること。

(5) 公園利用状況等調査の実施

トライアル事業の効果を定量的・定性的に把握するため、トライアル実施前・中・後において、公園利用状況等調査を行う。

（調査項目例）

- ・定量データ：平日・休日別や時間帯別の利用者数、利用者属性、滞在時間等
- ・定性データ：公園利用者からの意見、暫定利用者からの実績報告書等により得られる採算性に対する意見や事業を実施する上でのメリット・課題等

- ※トライアル事業実施の効果が検証できる調査となるよう提案すること。
- ※デジタル技術の活用を含めた効率的かつ精度の高い調査内容、調査方法及び調査項目等の詳細について、提案すること。
- ※その他必要な事項があれば検討し、提案すること。

(6) トライアル事業の効果検証

上記(5)から得られたデータを整理し、トライアル事業の実施結果を取りまとめるとともに、整理したデータを踏まえたトライアル事業実施の効果検証を行う。

また、効果検証に当たり、トライアル事業実施後、暫定利用者との対話によるヒアリングを行う。

なお、トライアル事業が収益を目的とするものであった場合は、暫定利用者から提供される事業収支を踏まえて収益性の有無や収益性を高める条件等、採算性の検討を行う。

※今後の民間活力の導入に向けた検討が可能となる、効果検証等の詳細について、提案すること。

※その他必要な事項があれば検討し、提案すること。

(7) 官民連携手法等の検討

上記(6)の結果を踏まえ、将来的な官民連携手法の導入に向けて、対象とし得る公園を精査する他、事業手法の検討及び公募設置等指針案（募集要項案）の作成を行う。また、トライアル事業を通じて得た導入に向けた課題や必要な手続等を整理する。

※官民連携手法の導入に関する検討手法の詳細について、提案すること。

※その他必要な事項があれば検討し、提案すること。

(8) 打合せ協議

- ① 打合せ協議は、業務着手時、業務完了時に各 1 回とし、中間として原則月 1 回程度の実施を予定するものとする。なお、オンライン形式での打合せ協議も可とする。
- ② 業務の遂行上、別途協議が必要と判断された場合は、県との協議により随時打合せの場を設けるものとする。
- ③ 打合せ協議後は、速やかに協議録を作成し、県の承認を得るものとする。

(9) 報告書の作成

上記(1)～(7)までの結果をとりまとめ、報告書を作成する。

(10) その他

上記(1)～(9)の他、業務目的を達成するために必要な取組について、自由に提案すること。

6 業務実施体制

受託者は、本業務の履行に当たって、業務の趣旨及び目的を十分理解した上で、同種業務経験のある者を業務責任者または担当者として定め、かつ適切な人員を配置し、正確かつ丁寧にこれを行わなければならない。また、業務責任者は、同種業務経験のある者としなければならない。

7 成果品の提出

- (1) 提出する成果品及び提出部数は、次のとおりとする。

業務成果報告書：書面 5 部（カラー）及び電子データ（CD-R または DVD-R）

※トライアル事業実施結果、公募設置等指針案（募集要項案）を含む。

※県が必要に応じ、複写・修正できるよう、パワーポイントやワード等で作成すること。

- (2) その他：県が業務の確認に必要と認める書類等

- (3) 納入場所：〒770-8570 徳島県徳島市万代町 1 丁目 1 番地

徳島県観光スポーツ文化部 交流拠点戦略課 施設活用推進室

T e l : 088-621-2148

メール：kouryuukyotensenryakuka@pref.tokushima.lg.jp

- (4) 県が必要とする時期において、中間報告を行うこと。（令和 8 年 1 1 月頃、令和 9 年 1 月頃などを想定）

8 特記事項

- (1) 各業務を履行するに当たり、受託者は、常に職員と密接な連携を図り、県の意向について熟知した上で作業に着手し、効率的な進行に努めなければならない。
- (2) 受託者は、契約締結後速やかに、業務計画書を県に提出し、県の承認を得るものとする。また、随時進捗を報告すること。
- (3) 本業務の実施に当たり、県は委託契約期間の間、随時、業務の進捗状況等について、受託者に報告を求めることができるものとし、その状況に応じて業務内容の見直しについて、受託者と協議できるものとする。
- (4) 本仕様書に規定する業務内容は、受託者の責任において履行するものとする。委託業務期間中にトライアル事業の申込状況等により、業務内容等の変更が想定される場合には、県と受託者が協議の上で、業務内容を変更することができるものとする。
- (5) 業務の実施内容を提案書や仕様書等の関係書類と照合し、受託者の責任に帰すべき事由により、当該関係書類に記載された具体的な目標や業務内容等に対して、明らかな不足があると県が判断する場合は、受託者と協議の上、契約変更により契約金額の減額を行うことができるものとする。
- (6) 本業務を実施する上で、必要な資料等について、県から受託者に提供できるものとする。受託者は責任をもって資料等の管理を行うとともに、返却する必要があるものについては、業務完了後速やかに返却すること。

- (7) 受託者が委託業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律及び個人情報の保護に関する法律施行条例、その他関係法令に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に万全を期すこと。また、業務委託契約が終了した後も同様とする。
- (8) 本業務を履行するに当たり、受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。なお、第三者へ業務の一部を再委託する場合、その内容がわかるものを県に提出し、承諾を得ること。
- (9) 契約の履行または不履行により、県又は第三者に損害を及ぼした時は、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、県がその損害を県の責めに帰する事由により発生したものと認めた場合は、県もその損害を負担するものとし、負担額は県と受託者の協議で決定する。
- (10) 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用しないこと。また、成果物及び業務履行過程で得られた記録を第三者に閲覧させ、複写又は譲渡しないこと。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。ただし、県の許可を得た場合はこの限りではない。
- (11) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき事由による成果物の不良箇所が発見された場合は、速やかに県が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うこと。また、これに要する費用は受託者の負担とする。
- (12) 本業務により作成された資料及びデータの所有権は県に帰属するものとする。また、成果物に係る著作権（著作権法第 27 条・第 28 条に規定する権利を含む。）等の知的財産権は、全て県に帰属する。さらに、著作者人格権については、これを行使しないこと。
- (13) 成果物の著作権その他全ての権利等について、必要となる一切の手續及び使用料の負担等は受託者が行うこと。また、著作権、肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応すること。
- (14) 業務を履行するに当たり関係法令、県の定める条例及び規則等を遵守すること。
- (15) 業務を履行するに当たり受託者が負担する経費は、全て本委託料に含まれるものとする。
- (16) 本業務のために支出した経費について、給与明細、請求書、領収書等の各種証拠書類の提示を求めることがある。
- (17) 県が行う成果物の二次使用・再編集等について、県の判断で行うことができるものとする。
- (18) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、必要に応じて県と協議の上、決定するものとする。

別添

【主な関係機関】

- ・ 徳島県都市計画課（施設管理者）
- ・ 徳島県土整備事務所（占用・行為許可申請先）
- ・ 徳島県土整備事務所鳴門支所（占用・行為許可申請先）
- ・ （公財）徳島県建設技術センター（新町川公園の指定管理者）
- ・ 鳴門市公園緑地課（鳴門ウチノ海総合公園の指定管理者）
- ・ （株）スタッフクリエイト（月見が丘海浜公園の指定管理者）
- ・ （公財）徳島県スポーツ協会（鳴門総合運動公園・蔵本公園の指定管理者）
- ・ （株）ネオビエント（徳島県立あすたむらんの指定管理者）